【資料２】

○宗像市下水道事業運営審議会規程

平成１５年４月１日
公営企業規程第６号

（趣旨）

第１条　この規程は、宗像市附属機関設置条例（平成１５年宗像市条例第２１号）により設置された宗像市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（平２１公企規程２・一部改正）

（組織）

第２条　審議会は、委員９人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

（１）知識経験を有する者

（２）下水道使用者

（平２１公企規程２・一部改正）

（任期）

第３条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解職されるものとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長が委員のうちから任命し、会長の補佐を行い、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、下水道課において処理する。

（平２１公企規程２・平２３公企規程１・一部改正）

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月２４日公企規程第２号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１月２４日公企規程第１号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。